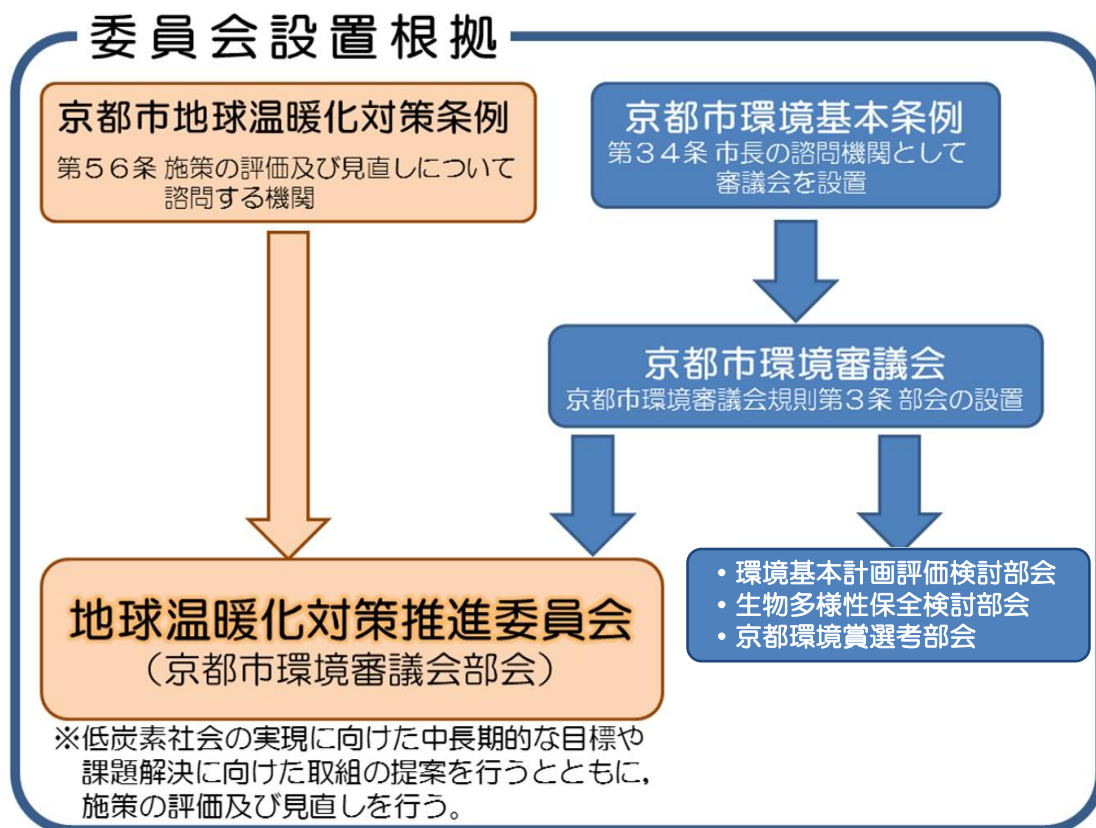


京都市地球温暖化対策推進委員会の概要

1 設置根拠 (条文等は参考資料 1-1 参照)

地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）の設置根拠は以下のとおり。

- (1) 京都市環境基本条例第 34 条に基づく京都市環境審議会の規則第 3 条に規定する部会
- (2) 京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第 56 条に規定する施策の実施状況の評価及び見直しを行うために意見を聴くもの。



2 委員会の設置目的 (設置要綱は参考資料 1-2 参照)

低炭素社会の実現に向けた中長期的な目標及び課題解決に向けた取組の提案等を行うこと並びに条例第 56 条の規定による施策の評価及び見直しを行うため設置する。

3 地球温暖化対策評価研究会（ワーキンググループ）の設置

地球温暖化対策評価研究会は、地球温暖化対策推進委員会設置要綱第8条に基づき、委員会の下に設置したワーキンググループ。

(1) 設置目的

国や京都市等が持つ様々な統計データや市民環境行動調査（アンケート）等と、学識者・環境保全活動団体等の科学的知見を結合したうえで、地球温暖化対策の成果を分析するとともに、委員会における審議の基礎資料等を作成する。

(2) 主な審議事項

- ア 温室効果ガス排出量が増加している民生部門対策の検討
- イ 家庭部門対策の成果を把握するため、市民環境行動調査の実施
- ウ 温室効果ガス削減目標の達成に向けた実現可能性の分析
- エ 条例に掲げる義務規定（事業者排出量削減計画書制度、建築物排出量削減計画制度など）の点検

4 その他の事項

(1) 委員会委員の選任

- ア 環境審議会会長が指名する環境審議会委員
- イ 市長が委嘱又は任命する委員
- ウ 市長が委嘱又は任命する特別委員

(2) 委員会委員の任期

- ア 平成31年6月30日まで
- イ 委員は再任することができる。

(3) 委員会の運営

- ア 委員会は原則公開
- イ 会議録は、原則、会議終了2週間を目途に作成し、委員の確認を得た後に公表

